

【第35回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨】

1. 日 時 平成21年3月2日（月）午前10時30～午前11時33分

2. 場 所 大阪キャッスルホテル 6階 鳳凰の間

3. 出席者

【委員】池田委員、稲岡委員、内田委員、加藤委員、河井委員、塚本委員、
難波委員、馬場委員、向山委員

【事務局】経済局 田島商業立地担当課長

4. 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1) 「阿倍野地区第二種市街地再開発事業 A 2 棟」〔新設〕
- (2) 「（仮称）茶屋町東地区再開発ビル」〔新設〕
- (3) 「（仮称）ライフ三津屋店」〔新設〕
- (4) 「港区弁天町ショッピングセンター」〔開閉店時刻の変更〕

5. 議事要旨

(1) 「阿倍野地区第二種市街地再開発事業 A 2 棟」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持、運営を行う必要がある。
- ・ 地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

(2) 「（仮称）茶屋町東地区再開発ビル」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法

の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持、運営を行う必要がある。
- ・ 地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

(3) 「(仮称) ライフ三津屋店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持、運営を行う必要がある。
- ・ 地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、住民意見に配慮した自動車抑制策の実施や、搬出入時間帯も含めた交通整理員の配置等により、交通安全や円滑な交通処理に努める必要がある。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

(4) 「港区弁天町ショッピングセンター」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

【配布資料】

資料1 次第

資料2 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況（報告事項）

資料3 （仮称）ライフ三津屋店の新設の届出に対する住民等意見書の概要

資料4 （仮称）ライフ三津屋店の新設の届出に対する住民等意見書への対応

6. 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当
（電話）06-6208-8967